

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年5月26日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「環境省が平成27年4月28日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環廃対発第1504281号」及び令和3年3月3日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環循適発第2103032号」（以下「環境省通知」という。）において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）」（以下「請求(1)」という。）等3件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、請求(1)及び「沖縄県において平成26年度から溶融固化施設の運用を7年以上休止している中城村北中城村清掃事務組合に対して、環境省と県が最終処分場の整備を求めずに溶融固化施設の休止の継続を容認している法的根拠が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）」（以下「請求(2)」という。）について、該当する公文書は作成又は保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月6日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和3年12月17日付けで審査会に対して、本件審査請求に係る公文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

国が都道府県知事に対して市町村に対する周知を求めている通知において、国が市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠も分からずに都道府県が国の通知に従って事務処理を行うことはできないため。また、国は法的根拠のない通知を都道府県知事に対して発出することはできないため。

3 審査請求人の反論（要旨）

(1) 環境省通知は、国による補助金等の執行を監督している会計検査院の指摘を受けて作成しているものであり、市町村が溶融固化施設を1年以上休止している場合であっても、当該施設を休止したまま廃止する場合に、補助金等の返還を要しない代替措置として、当該市町村に対して最終処分場の整備を求めているものである。

その意味では環境省通知は環境省が強権的に最終処分場の整備を求めているものではなく、補助金適正化法に基づく市町村の自治事務として主体的に講じることができる代替措置の具体的な選択肢として、国が国の技術的援助により最終処分場の整備を求めていることになる。そうでない場合は、国が市町村の自治事務に対し過剰に関与していることになるので、環境省は過去に遡って当該通知から最終処分場の整備に関する部分を削除しなければならないことになる。

(2) 中城村北中城村清掃事務組合が防衛省の補助金により建設している溶融固化施設は、防衛省独自の施策ではなく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく施策に即して建設されている。防衛省は、当該組合による溶融固化施設の財産処分に当たって環境省が行っている施策を無視することはできない。

(3) 防衛省は溶融固化施設の財産処分に当たって補助金等の返還を要しない代替措置に関して、補助事業者である市町村に求める具体的な措置の内容は明らかにしていない。ただし、同省が定めている財産処分の承認基準においては、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設等を復元した上で行う財産処分等については、補助金等の返還を要しないとしている。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、国や都道府県が市町村の事務処理に関与する場合は、法律や政令に基づく法的根拠を明確にしなければならない。したがって、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して環境省が発出した通知を市町村に周知する役割を担っている沖縄県は、開示を求めている環境省の通知に対する公文書を保有していなければならないこととなる。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

環境省通知は、同省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について示したものであり、市町村に対して最終処分場の整備を求めているものではない。

また、中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設は、防衛省の補助金により建設された施設であり、同施設の運用については、環境省ではなく防衛省において判断されるものである。

なお、防衛省においても、溶融固化施設の休止にあたり、中城村北中城村清掃事務組合に対して最終処分場の整備を求めているではない。

実施機関は開示請求に係る公文書を保有していないため、本件処分の内容は妥当である。

第5 審査会の判断

審査会は実施機関に対し、本件審査請求文書の存否について改めて説明を求めたところ、以下のとおりの説明があった。

(1) 請求(1)は、「環境省通知において同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書」となっているが、そもそも、当該通知は溶融固化施設を休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めているものではないのだから、当該求めについての法的根拠も当然存在しない。なお、当該通知が溶融固化施設を休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めているものではないことは、環境省にも確認している。

よって、実施機関では、請求(1)に相当する文書は作成、保有していない。

(2) 請求(2)は、「中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設の休止について、環境省及び県が最終処分場の整備を求めずに当該施設の休止の継続を容認している法的根拠が分かる公文書」となっているが、当該施設は、防衛省の補助金を受けて設置された施設であり、環境省通知は当該施設には適用されない。

当該施設の財産処分や休止等の運用に当たっては、防衛省の所管となり、環境省や県が最終処分場の整備を求めるものではない。

よって、実施機関では、請求(2)に相当する文書は作成、保有していない。

審査会において環境省通知を確認したところ、当該通知は「平成9年度から平成16年度までの間に、ごみ焼却施設の新設に当たり、溶融固化施設の設置を補助要件とした廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けたものであって、整備後1年以上休止している溶融固化施設」について、当該施設を財産処分する際の環境省の承認に必要な条件等を定めたものであり、溶融固化施設の休止について最終処分場の整備を求める等の条件を定めているものではないことが認められた。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）」によると、財産処分の種類は、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄となっており、施設の休止は含まれていない。

また、中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設は、防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の財産処分や運用については、環境省通知は適用されず、防衛省の基準等が適用されるものであり、当該施設の財産処分に当たって環境省や県の承認等が必要とされるものではないものと考えられる。

よって、実施機関の説明に不合理・不自然な点はなく、本件審査請求文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年11月22日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回） 実施機関の口頭説明
令和4年7月20日	審議（第336回）